

番 号 : 160421

国 名 : ジンバブエ

担当部署 : 南アフリカ共和国事務所

件 名 : 5S-KAIZEN-TQM手法による医療サービス質向上

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 5S活動
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年7月下旬から2018年1月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.60M/M、現地 5.00M/M、合計 5.60M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 第1次派遣 第1次国内 第2次派遣 第2次国内間
2日 30日 2日 30日 2日
第3次派遣 第3次国内 第4次派遣 第4次国内
30日 2日 30日 2日
第5次派遣 整理期間
30日 2日

本業務においては複数の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2016年7月6日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年7月20日(水)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等

- ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務：	保健分野における5S活動に係る各種業務
対象国／類似地域：	ジンバブエ／全途上国
語学の種類：	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等
特になし
- (2) 必要予防接種
特になし

6. 業務の背景

ジンバブエでは2000年以降の経済状況の急激な悪化によって、人材流出や物資不足等が生じ、同国の保健分野にも大きな影響を与えた。その後、2009年には極端なハイパーインフレーションに見舞われた現地通貨であるジンバブエドルに加えて、米ドルや南アフリカランド等の外貨を使用する複数通貨性が導入されたことにより、段階的に経済的な安定を取り戻した。保健関連指標についても、平均余命や五歳未満児死亡率は、2006年にはそれぞれ45.0歳と105.8/出生1,000人であったが、2013年にはそれぞれ59.7歳と74.5/出生1,000人となっており(世界銀行2015)、改善が進んでいる。しかし、これらの値は近隣国や他地域と比較しても、未だに劣悪なものである。

このような状況下、2013年にジンバブエ政府はジンバブエ持続可能な社会・経済変革アジェンダ(Zimbabwe Agenda for Sustainable Socio-Economic Transformation: Zim. Asset)を策定し、HIV/エイズ等の特定疾患や母子保健等のように、保健サービスの基準化や患者/クライアントの安全、患者/クライアントの満足度、保健従事者の態度とパフォーマンス等の疾病・人口グループ横断的な保健サービスの品質保証・向上に取り組んでいる。特に保健・児童ケア省の品質管理・向上部署は、2014年に品質保証・向上戦略計画を定めた。同政策文書の中では、日本の製造業から生まれた5S活動が品質保証・向上のための基盤に捉えられている。

これまでJICAは、ジンバブエ政府の要請を受けて保健・児童ケア省及び基幹病院の職員をエジプト及びスリランカで実施される同分野の第三国研修へ招聘した。加えて、2014年度からはJICAがウガンダで実施していた技術協力プロジェクトのC/Pをジンバブエに招聘し、ジンバブエにて5S活動の導入研修及び対象病院への訪問指導を実施してきた。しかしながら、5S活動がさらに推進され、対象病院にて定着するためには、第三国帰国研修員のみでは十分ではなく、更なる対象グループへの研修、並びにジンバブエ国独自の教材を開発する等、日本からの更なる技術協

力が必要とされているため本案件が要請されるに至った。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ジンバブエにおけるこれまでの5S及び関連活動の内容・課題を整理し、C/P（保健・児童ケア省）と協働で現地国内研修を実施すること、そして保健分野における5S活動の専門的な見地から技術指導・支援することを目的とする。なお、本現地国内研修の一環として短期間の派遣が予定されている第三国からの講師／ファシリテーター（1～2名）と協力しながら、担当業務を行うこととする。また、本現地国内研修とは別にジンバブエ以外の国で実施が予定されている第三国研修についても、同第三国研修の帰国研修員を本現地国内研修の講師／ファシリテーターとして活用を図る等の工夫を行うこととする。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2016年8月上旬）

- ①ジンバブエにおける5S活動に係る資料（報告書等）を確認し、ジンバブエにおけるこれまでの5S関連活動の内容及び進捗状況について把握する。
- ②我が国が協力している類似プロジェクトにおける5S活動について、その内容を把握し、グッド・プラクティスを収集する。
- ③ジンバブエの保健分野関連資料を確認し、本業務に係る活動の分類を行い、優先順位の整理を行う。
- ④JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所と調整の上で、現地における業務内容を整理する。
- ⑤資料を分析し、課題を整理した上で、現地業務工程表を含む全体のワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA人間開発部へ提出し、説明する。

（2）第1次現地派遣期間（2016年8月上旬～8月下旬）

- ①現地業務開始時にJICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pにワークプランを提出、説明し、業務計画の確認を行う。
- ②C/Pへの聞き取り及び既存の対象病院への視察を行い、5S活動の現状及び定着における課題を確認する。
- ③他国で開発された5S活動に係る研修教材等を確認し、ジンバブエの状況に則した研修教材案を作成する。
- ④第1次現地業務結果報告書（英文）を作成し、JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pへ同報告書を提出し、報告する。

（3）第1次国内作業期間（2016年9月上旬）

- ①JICA人間開発部に第1次現地業務結果報告書を提出し、報告する。
- ②JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所と調整の上で、第2次現地派遣期間における業務内容を整理する。
- ③現地業務工程表を含む第2次現地派遣ワークプラン（英文）を作成し、JICA人間開発部へ提出し、説明する。

（4）第2次現地派遣期間（2016年2月上旬～3月上旬）

- ①現地業務開始時にJICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pに第2次現地派遣ワークプランを提出、説明し、業務計画の確認を行う。

②第1次派遣期間で作成された研修教材案を用いた研修の実施にあたり、専門的な見地から、C/Pに対して研修準備及び実施に係る技術指導・支援を行う。特に想定している技術指導・支援内容は以下のとおり。

- ア) 研修対象者の選定や研修プログラムの作成を支援する
- イ) 研修の効果測定を指導して、報告書作成を支援する。
- ウ) 他の研修講師と共に、研修の講師を務める。

なお、本業務従事者以外の研修講師としては、ジンバブエ以外の国で行われた同分野の第三国研修の帰国研修員や、我が国が協力している類似プロジェクトにおけるC/P等が想定されている。

③第2次現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pへ同報告書を提出し、報告する。

(5) 第2次国内作業期間 (2016年3月中旬)

- ①JICA人間開発部に第2次現地業務結果報告書を提出し、報告する。
- ②JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所と調整の上で、第3次現地派遣期間における業務内容を整理する。
- ③現地業務工程表を含む第3次現地派遣ワークプラン(英文)を作成し、JICA人間開発部へ提出し、説明する。

(6) 第3次現地派遣期間 (2017年5月上旬～5月下旬)

①現地業務開始時にJICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pに第3次現地派遣ワークプランを提出、説明し、業務計画の確認を行う。

②第2次派遣期間で実施された研修での試用結果を踏まえて、研修教材の最終版を作成する。

③他国で開発された5S活動に係るチェックリストやモニタリング評価シート等を確認し、C/Pに使用方法を指導する。

④上記③で確認・使用方法の指導を行ったチェックリストやモニタリング評価シートを用いて、2-3つの対象病院への訪問指導を実施するにあたり、専門的な見地から、C/Pに対して訪問指導準備及び実施に係る技術指導・支援を行う。特に想定している技術指導・支援内容は以下のとおり。

- ア) 訪問対象の病院の選定や訪問指導プログラムの作成を支援する
- イ) 訪問指導の効果測定を指導して、報告書作成を支援する。
- ウ) 他の訪問指導者と共に、指導を行う。

なお、本業務従事者以外の訪問指導者としては、ジンバブエ以外の国で行われた同分野の第三国研修の帰国研修員や、我が国が協力している類似プロジェクトにおけるC/P等が想定されている。

⑤C/Pと共に、これまでに実施した研修と訪問指導の結果を確認し、今後の活動として研修と訪問指導の優先付けを行う。

⑥第3次現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pへ同報告書を提出し、報告する。

(7) 第3次国内作業期間 (2017年6月上旬)

- ①JICA人間開発部に第3次現地業務結果報告書を提出し、報告する。
- ②JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所と調整の上で、第4次現地派遣期

間における業務内容を整理する。

③現地業務工程表を含む第4次現地派遣ワークプラン(英文)を作成し、JICA人間開発部へ提出し、説明する。

(8) 第4次現地派遣期間(2017年7月上旬～7月下旬)

①現地業務開始時にJICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pに第4次現地派遣ワークプランを提出、説明し、業務計画の確認を行う。

②第3次派遣期間にて優先度が付けられた研修及び訪問指導の活動についての準備及び実施に係る技術指導・支援を行う。特に想定している技術指導・支援内容は以下のとおり。

ア) 活動対象の病院や対象者の選定、活動プログラムの作成を支援する。

イ) 活動の効果測定を指導して、報告書作成を支援する。

ウ) 他の講師・指導者と共に、講師・指導者を務める。

なお、本業務従事者以外の講師・指導者としては、ジンバブエ以外の国で行われた同分野の第三国研修の帰国研修員や、我が国が協力している類似プロジェクトにおけるC/P等が想定されている。

③第4次現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pへ同報告書を提出し、報告する。

(9) 第4次国内作業期間(2017年8月下旬)

①JICA人間開発部に第3次現地業務結果報告書を提出し、報告する。

②JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所と調整の上で、第5次現地派遣期間における業務内容を整理する。

③現地業務工程表を含む第5次現地派遣ワークプラン(英文)を作成し、JICA人間開発部へ提出し、説明する。

(10) 第5次現地派遣期間(2017年10月上旬～10月下旬)

①現地業務開始時にJICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pに第5次現地派遣ワークプランを提出、説明し、業務計画の確認を行う。

②C/Pと共に、これまで実施した研修や訪問指導等の結果を分析し、5S活動の成功病院(show case hospitals)を選定する。

③上記②で選定された成功病院にて経験共有ワークショップを実施するにあたり、専門的な見地から、C/Pに対してワークショップ準備及び実施に係る技術指導・支援を行う。特に想定している技術指導・支援内容は以下のとおり。

ア) ワークショップ対象者の選定やワークショッププログラムの作成を支援する。

イ) ワークショップ報告書の作成を支援する。

ウ) 他のファシリテーターと共にファシリテーターを務める。

なお、本業務従事者以外のファシリテーターとしては、ジンバブエ以外の国で行われた同分野の第三国研修の帰国研修員や、我が国が協力している類似プロジェクトにおけるC/P等が想定されている。

④第5次現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pへ同報告書を提出し、報告する。

(11) 帰国後整理期間(2017年11月下旬)

①専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA人間開発部へ提出、報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン(全体、第2、3、4、5次派遣時)

和文3部(全体のみ) JICA南アフリカ事務所、JICAジンバブエ支所、JICA人間開発部

英文4部 JICA南アフリカ事務所、JICAジンバブエ支所、JICA人間開発部、C/P

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的な内容(案)などを記載。

(2) 現地業務結果報告書(各派遣時)

英文3部 JICA南アフリカ事務所、JICAジンバブエ支所、JICA人間開発部、C/P
記載項目は以下のとおり。

①業務の具体的な内容

②業務の達成状況

(3) 専門家業務完了報告書(和文3部: JICA南アフリカ事務所、JICAジンバブエ支所、JICA人間開発部)

記載項目は以下のとおり。

①業務の具体的な内容

②業務の達成状況

③業務実施上の課題とその対処

④プロジェクト実施上の残された課題(5S活動の定着にかかわるもの)

⑤その他

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、成田または羽田→香港またはシンガポールまたはドバイ→ヨハネスブルグ→ハラレを標準とします。

(2) 臨時会計役

以下に記載の一般業務費については、JICA南アフリカ事務所またはJICAジンバブエ支所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。

①通信運搬費(インターネット通信や業務用携帯電話通信等)

②旅費・交通費(業務従事者がジンバブエ国内を移動する際の車両借上げ費等)

③会場借上げ費(現地国内研修の実施会場等)

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

第1次現地派遣期間は2016年8月1日～8月30日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

②現地での業務体制

本現地国内研修に係る講師／ファシリテーターを第三国から派遣を予定しています。

③便宜供与内容

JICAジンバブエ支所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

第1次現地派遣でジンバブエに到着時のみ便宜供与あり

イ) 宿泊手配

第1次現地派遣でジンバブエに到着時のみ便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

第1回目の車両借上げのみ便宜供与あり

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

各現地派遣の開始時におけるC/Pとの協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

ジンバブエ保健省またはJICAジンバブエ支所内の執務スペース提供

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料をJICA人間開発部保健第一グループ保健第二チーム(TEL: 03-5226-8359)にて配布します。

- ・「Report on 5S Onsite Training and coaching visit」

(3) その他

①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

③現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

以上